

答 申 書

平成 27 年 3 月 24 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤 田 克 己



平成 27 年 3 月 24 日付け新広業第 919 号での諮問について、当審査会の意見は下記のとおりとする。

記

1 国保データベースシステムに係る個人情報の取扱いについて

(1) 実施機関内において保有する個人情報を必要な範囲内で実施機関以外に提供するもの（個人情報保護条例第 8 条第 2 項）

| | |
|--------|--|
| 審査会の意見 | 新潟県後期高齢者医療広域連合が国保データベースシステムを通じてレセプト情報等を市町村に提供することは、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。 |
|--------|--|

(2) 個人情報を収集した目的を本人へ通知をしないこととするもの（個人情報保護条例第 8 条第 4 項）

| | |
|--------|--|
| 審査会の意見 | 本人への通知については、広域連合長の見解のとおり、通知をしなくともよいと認める。 |
|--------|--|